

監 査 報 告 書

令和 6年 5月16日

学校法人 京華学園
理事会 御中

監 事 奈良 一
監 事 野中 健司

私ども監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づいて、学校法人 京華学園の令和5年度（令和5年4月1日より令和6年3月31日まで）の監査を行うため、理事会に出席するほか、随時に出校し、理事より学校法人の業務、財政状態、財産の管理及び理事の業務執行の状態を聴取し、監査を行った結果、次のとおり報告します。

1. 学校法人京華学園の財産は適法、正確に管理されているものと認めます。
2. 学校法人の業務に関しては、法令及び寄附行為に違反した事実は認められません。
3. 理事の業務執行に関しては、法令及び寄附行為に違反した事実は認められません。

以 上